

令和5年度の恩給改定について

令和5年度の恩給年額は、令和4年度と同額です。

1月20日に厚生労働省から、令和5年度の年金額改定（令和5年度の国民年金改定率）が公表されました。

これを踏まえ、恩給年額は、法律の規定に基づき、令和4年度と同額となります。

○ 令和5年度の恩給年額の例

		令和4年度 (年額)	令和5年度 (年額)
本人 給付	普通恩給の最低保障額		
	長期在職者	1,132,700円	1,132,700円 (同額)
	短期在職者		
	実在職年9年以上	849,500円	849,500円 (同額)
実在職年6年以上9年未満	679,600円	679,600円 (同額)	
実在職年6年未満	568,400円	568,400円 (同額)	
遺族 給付	普通扶助料の最低保障額		
	長期在職者	792,000円	792,000円 (同額)
	短期在職者		
	実在職年9年以上	594,000円	594,000円 (同額)
	実在職年6年以上9年未満	475,200円	475,200円 (同額)
実在職年6年未満	404,800円	404,800円 (同額)	
公務扶助料の最低保障額		1,814,000円	1,814,000円 (同額)

【恩給年額の改定ルール】

恩給年額は、毎年度、国民年金の改定率により改定されます。ただし、国民年金が引き下げられる場合であっても、恩給は国家補償の性格を尊重する趣旨から引き下げない仕組みとなっています。

○ 令和5年度の恩給年額

(令和5年度の恩給年額)

$$= (\text{平成19年当時の恩給年額}) \times (\text{令和5年度の恩給改定率} : 1.000)$$

<参考：令和4年度の恩給年額>

令和4年度の恩給改定率は0.986ですが、恩給年額の算定に当たっては、恩給改定率が1を下回る場合は1として計算することとなっていることから、令和4年度の恩給年額は、平成19年当時の恩給年額と同額となっています。

○ 令和5年度の恩給改定率※1

(令和5年度の恩給改定率 : 1.000)

$$= (\text{令和4年度の恩給改定率} : 0.986) \times [(\text{令和5年度の国民年金改定率}^{\ast 2} : 1.015) \div (\text{直近の恩給改定率引上げ年度}^{\ast 3} \text{の国民年金改定率} : 1.001)]$$

※1 令和5年度の恩給改定率は、令和4年度中に政令で定める予定です。

※2 恩給改定率の改定の基準となる国民年金改定率は、国民年金法に規定される既裁定者(68歳以上の方)に係るものとなっています。

※3 直近の恩給改定率引上げ年度は、令和2年度です。

○ 恩給年額は、国民年金の改定率により改定されますが、令和5年度においては、国民年金の年金額は1.9%の引上げとなる一方で、恩給年額は同額となっています。

これは、

- ・ 平成12年度から平成18年度までにおいて、当時の恩給の改定要素であった公務員給与及び物価が下落した際、恩給年額を引き下げずに据え置いており、この据え置いた分を解消した後、恩給年額が引き上がる仕組みとなっていること
- ・ 算定の基礎となる恩給改定率は、国民年金改定率が引き下げられた場合であっても引き下げられず、その引き下げられなかった分は、翌年度以降の引上げ改定の際に調整される仕組みとなっていること

によります。